

第2次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会（第6回）会議録

[日時・会場]

日時：令和元年10月29日（火）15：00～15：50

会場：消防庁舎6階講堂

[会議次第]

1. 開会
2. 議題
(1) 第2次小樽市都市計画マスタープラン原案のとりまとめについて
3. その他
4. 閉会

[議事]

《建設部次長》

定刻となりましたので、ただいまから第6回第2次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日の資料の確認をお願いいたします。

- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 資料は、1と2です。

過不足等ございませんか。

資料番号は右上に記載してございます。

不備がございましたら、お申し付けください。

本日の議事につきましては

(1) 第2次小樽市都市計画マスタープラン原案とりまとめについて
でございます。

それでは、この後の議事進行を委員長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします

《委員長》

それでは、最初の議題について事務局より説明願います。

《都市計画課主査》

資料1の2ページをご覧ください。ページ数は、右上に記載してございます。

まず、本日の資料の構成から説明いたします。

前回の策定委員会中や委員会後に委員の方から寄せられたご意見のほか北海道庁との協議などを踏まえ修正した案をページの左側に、第5回策定委員会でお示しした素案を右側に記載しております。

修正箇所は赤字で、修正を加えていない項目はグレーで示しております。

では、修正内容について説明いたします。

ページ上段の目次部分をご覧ください。

こちらの修正につきましては、策定委員の方から、マスタープランは下位計画の指針となることを示すため、最初に定義を明記すべきとのご意見が寄せられましたので、序章の構成を見直し、はじめに、都市マスとは何かということを確認にしたうえで、その都市マスの位置づけを示し、2次マスタープランを作成するとこととなった背景や策定の目的を示すよう構成の変更をしております。

「1 都市計画マスタープランとは」では、都市の形成に当たり、都市計画決定による土地利用や都市施設を規制誘導する都市計画には中長期的な視点に立って都市の将来像を示す必要があり、その役割を担うのが都市計画マスタープランであることを記載しております。

次に3ページ中ほどの図をご覧ください。

こちらの修正につきましては、策定委員の方から、上位計画の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「小樽市総合計画」、「都市計画マスタープラン」は、共に方針を示す計画であることから、下位計画や関連計画と差別化すると共に、関係性を図表で表現すべきという意見と、関連計画には他にどの

ようなものがあるのかご質問がございましたので、点線の枠と関係性を示す矢印の意味を追記しております。

また、関連計画には、特に関連性がある港湾計画を追記しております。

図の上段では、マスタープラン策定に当たっての必要な観点をより具体的に示しながら、上位計画や関連計画との調整を図る旨を説明する文章を添付してございます。

次に4ページをご覧ください。

こちらの修正につきましては、策定委員の方から、第1章にある「まちづくりの課題」と「まちの現状」の関係性がわかりにくいとの意見があったことから、人口減少や少子高齢化によって地域経済が縮小するなど、まちの活力低下をもたらす懸念があることをここで明記することにより、課題に挙げた都市機能の持続性の確保やまちの活力向上などとの関係性が見えるよう追記しております。

次の「策定の目的」につきましては、現行計画にも位置付けられているので、第2次マスタープランでも記載するべきではないかとの意見がありましたので、追記しております。

次に5ページをご覧ください。

こちらの修正は、下位計画と区別するため、第2次マスタープランを意味していた「計画」を「マスタープラン」に修正しております。

また、「マスタープラン」という制度と、「第2次マスタープラン」を区別するため、文言の修正も行っております。

次に6ページをご覧ください。

こちらの修正は、先ほどの修正と同様に「計画」と区別するため「マスタープラン」に置き換えて字句の統一をしたものと、策定委員の方のご意見で、「表」番号を追記したもので、ございます。

次に8ページをご覧ください。

こちらの修正は、策定委員の方から分かりやすい表現にするべきとの意見がございましたので、D I D地区から、「人口集中地区」との表現に修正しており

ます。

次に9ページをご覧ください。

こちらの修正は、策定委員の方から、中心市街地人口の割合が増加している要因と共同住宅建築数との関係性がわかる説明文が必要との意見が寄せられましたので、高層のマンションや高齢者向け住宅などの共同住宅の建築が進んだことが要因の一つと考えられることを追記しております。

次に10ページをご覧ください。

こちらは、字句の統一化や表番号の追記をしております。

次に12ページと13ページの②の修正につきましては、

第5回策定委員会終了後に行った、北海道庁との協議を踏まえたもので、北海道新幹線新駅とのアクセス機能を充実させる位置の明確化を求められましたので、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画との整合を図り、「市街地」を「中心市街地」に修正しております。

次に13ページの「①広域交通体系の確立」の修正につきましては、

策定委員の方から、並行在来線の在り方について協議中である旨を記載すべきとの意見が寄せられましたので、沿線自治体との連携を図りながら今後あり方を検討し、地域公共交通網の確保に努めることを追記しております。

次に14ページをご覧ください。

こちらは、第5回策定委員会でもいただきましたご意見により、主要な道路名を追記しております。

次に15ページをご覧ください。

こちらの修正は事務局修正案であります。

ページの一番下になりますが、ごみ焼却場は、廃止に向けた都市計画変更を予定している都市施設であることから、今回の改定に合わせて位置付けておく必要があると考え追記しております。

次に17ページをご覧ください。

こちらの修正は、策定委員の方から寄せられました意見に基づき「銭函」につきまして、表現方法の統一を図っております。

次に18ページから21ページにかけての、2) 市民意向のまとめ

「①生活環境について」は、北海道庁からタイトルと説明文の内容に重複がみられることから工夫が必要ではないかとの助言による修正となっております。

また、「②地域の宝物について」では、策定委員会において、外部からの視点を加えてはどうかとの提案を受けまして、小樽観光協会にご協力をいただきまして、この後ご説明します地域別の方針図に追記しております。

次に22ページと24ページ、25ページの上段につきましては、

策定委員の方から、建蔽率、容積率の緩和と生活利便施設の立地を可能とする用途地域の見直しに関する記載について、方針を示す文言にしてはどうかのご意見に基づく修正となっております。

次に23ページをご覧ください。

こちらの修正は、小樽築港駅周辺の用途地域等の見直しに関する記載について、北海道庁から用途地域に限定せず、都市計画法における地域地区や地区計画とした方がよいのではないかとの助言があり、修正をしたものであります。

次に26ページをご覧ください。

こちらの修正は、策定委員の方から朝里地域の特性として、山だけではなく古くから市民に親しまれた海水浴場があるのではないかのご意見が寄せられましたので、追記しております。

次に27ページから36ページにつきましては、

地域別の整備方針と地域別懇談会などで挙げられた地域の宝物を図面に落とした地域づくりの方針図であります。このうち地域の宝物について、観光協会からいただきましたコメントを追記しております。修正した箇所は、黄色の点線で囲った箇所であります。

次に37ページをご覧ください。

第5章の名称につきましては、都市計画マスタープランの推進としておりましたが、マスタープランは方針を示す計画であるので、「推進」という言葉には違和感があるとの意見が策定委員から寄せられましたので、「実現」に修正しております。

次に38ページをご覧ください。

「(1)の基本的考え方」の修正につきましては、策定委員の方から市民が参加する「まちづくり」と、まちの将来像を意味する「まちづくり」を区別する必要があるのではないかと指摘がありましたので、基本目標の実現に当たっては市民のまちづくりへの参加が大切であると、修正しております。

次に同じページの「(3)参加及び協働」につきましては、策定委員会において市民参加の具体策について質問がありましたので、自治基本条例に基づき審議会などの委員の公募やパブリックコメントなどを追記しております。

「(3)コミュニティへの支援」につきましては、策定委員会の方から、コミュニティの定義があいまいではないかと指摘ございましたので、定義を追記しております。

次に39ページをご覧ください。

「(4)計画推進に向けた連携」の「1)関連部局との連携」につきましては、マスタープランは方針であるので、事業の推進という表現には違和感があるとの意見が策定委員から寄せられましたので、「都市計画マスタープランが示す方針との整合を図りながら施策を推進する」と修正し、ここでは、下位計画や事業の推進に関する記載としております。

次に「(5)都市計画マスタープランの進行管理」につきましては、PDCAを明記すべきとの意見が策定委員会でありましたので、総合計画の基本計画に設定される指標の推移などや国勢調査、都市計画基礎調査などで達成状況や効果を定期的に点検して、適切に内容の見直しを行うことを明記してお

ります。

次に「(6) 都市計画マスタープランの見直し」については、策定委員の方から近年の社会情勢の変化は、予測困難であることから、大きな変化があった際には、内容を見直すことについて項目立てして明記すべきではないかとの助言がありましたので、その修正でございます。

次に40ページのPDCA概念図は、策定委員会からの意見を基に追記しております。

次に42ページをご覧ください。こちらは、策定委員会後のご意見で、表現の修正と字句修正を行っております。

資料2につきましては、これまで説明いたしました資料1における修正を反映した全体版となっております、原案となるものであります。

説明は、以上であります。

《委員長》

資料1の2ページ「1 都市計画マスタープランとは」の最後で「将来像の次元」とありますが、「将来像の実現」ではないですか。

《建設部長》

「実現」が正しいです。

《委員長》

資料1の3ページ「2 位置付け」にある図で、基本的方針等のところが黄色の背景になっていますが、資料2の3ページでは、白黒になっています。最終的にはどちらになるのでしょうか。

《建設部主幹》

黄色の背景は説明用資料として入れておりますので、最終的には資料2の3ページのような白黒となります。また、来年度に印刷製本する際に色使いなどのデザインを検討して作成したいと考えているため、必ず資料2の白黒ではなく、見えやすくなるように工夫します。

《A委員》

資料2の12の「地域別人口」など大体は国勢調査から出ていますが、13ページの「人口密度」は都市計画基礎調査から出ています。ですが、お互いの人口の数値が違っており、「人口密度」は都市計画基礎調査からでなければ出せないものなのではないでしょうか。

《建設部主幹》

再度確認はしますが、都市計画基礎調査の人口については、ベースは国勢調査の数値ですが、市街化区域にいる人口のみの集計となっているため、数値に違いがあります。ですが、一見分かりにくいため、検討します。

《A委員》

資料2の13ページの枠外の1番下に「銭函4・5丁目は、人口がないため除外」とありますが、19ページ「(4市街地構造)」では、「平成17年から27年では、銭函5丁目の一部の編入で、57ha増加」となっています。市街地の定義について、自分の中では家屋や商店が密集している区域のことだと思っており、銭函5丁目の一部に住民はいないですが商業施設はあるので、市街化区域に編入されたということなのではないでしょうか。

《委員長》

今の質問は、銭函4・5丁目には人がいないですが市街化区域ということでもいいのですねということと、どうしてそのような状況が生じるのですかということですね。

《都市計画課長》

銭函4・5丁目については、住宅が建てられないように建築制限しているため、人口が貼り付けない状況になってはいますが、市街化区域です。

《B委員》

資料2の6ページ「表0-1 トピックス」について、平成28年度に十勝の大水害が載っていないのに、北海道ではない熊本地震が入っているので、統一性が無いように見えます。また、今年度に消費税の増税もありましたので、載せた方が良いのかなと思いました。

《建設部主幹》

災害については、国が指定した特定非常災害について載せています。また、熊本地震については、震度7が2回も続く特徴的な地震であり、全国で起こりうると考えているので、載せています。消費税については検討します。

《C委員》

資料2の123ページ「(5) 都市計画マスタープランの進行管理」に「施策の達成状況や効果を定期的に点検し」とありますが、これは上位計画の評価に連動するものなのか、それとも都市マスの進行状況の中でチェックしていくのですか。

《建設部主幹》

評価については、都市マス独自の指標ではなく、総合計画の指標を使用して点検を行なっていくという意味合いで記載しています。

《C委員》

つまり上位計画である総合計画が変わると都市マスの見直しも連動していくと解釈して良いですか。

《建設部主幹》

はい。その通りです。

《A委員》

資料2の34ページ「(7) 都市防災」にある「洪水浸水想定区域」について、いつ指定されたのか書かれていないのが気になります。あと、73ページ「緑の方針図」に「緑の骨格軸の形成方向」というものが突然出てきており、何を

示しているのか分からないので、これは何を示しているのか、ここに必要なもののなのかを確認したいです。

《委員長》

「洪水浸水想定区域」については、指定された日を書いていただいた方が良いでしょう。「緑の骨格軸の形成方向」については、緑に関する別の計画を見ると分かるのだと思いますが、都市マスだけでは分かりません。

《建設部主幹》

「緑の骨格軸の形成方向」については、資料2の72ページ「(2) 2) 豊かな自然環境の保全」で『この「山々の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、保全します』という方針をここで示しています。

《A委員》

形成方向とはどういう意味ですか。

《委員長》

凡例を「緑の骨格軸」とすれば良いと思います。

《建設部主幹》

はい。分かりました。

《D委員》

前回の策定委員会後に、各地域が将来どのくらいの人口になるのかという議論に対して小樽市から委員へ資料が来たと思います。その数値の意味を小樽市に確認すると、国が人口推計しているプログラムを使用して出したと言っていました。ところが国のプログラムでは小樽市という一括りでしか地域ごとの男女比や移転数のパラメータがないため、小樽市では地域ごとには作れないということでした。なので、来た資料は各地域同じ比率で人口が減っているため、加速して人口が増加する地域がどこかは分かりません。あと、資料全体として未来の数字が書かれているのは人口だけであり、他の数字についても将来の数

値は無いのか小樽市に確認したところ、都市計画担当が作成できる数字ではないため、短期間で作成はできないという回答でした。将来数値が人口しかないことについて、パブリックコメントを出した時にどのような反応を示すか、不安ですが仕方がないかなと思ったことを小樽市と話をしました。

《委員長》

事務局から補足は特にありませんね。他に何かありますか。

《E委員》

事務局から説明のありました都市マスとは何か、第5章の計画の進行管理といった都市マスがどのような計画で策定後に何が変わっていくのかについて、まだ十分ではない委員もいるかもしれませんが、私としては皆様の意見をくんで、事務局にお願いをして書き込んでいただいているつもりでいます。意見があればぜひ賜ればと思っています。

《委員長》

それでは、事務局からの説明について、質問や意見は、ありますでしょうか。他に無ければ、議事を終了し、事務局へ返します。

《建設部次長》

本日は、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございました。

今後の予定でございますが、11月12日に都市計画審議会との協議を行い、その後パブリックコメントを実施いたしまして、市民から広くご意見をいただく予定であります。

その後の第7回策定委員会の開催時期は、1月下旬から2月上旬を予定しており、パブリックコメントについてご報告させていただいた後、都市計画審議会に対し諮問し、答申をいただきましたら策定が完了となります。

今、申し上げましたとおり策定委員会も残るところ、あと1回となり、いよいよ最終盤を迎えることとなります。

お忙しいとは存じますが、策定完了に向けお付き合いのほどよろしくお願いたします。今後の予定は以上となります。

《委員長》

パブリックコメントにはどの資料でどのような形で行なわれるのか、可能な範囲で詳細に説明願います。

《建設部主幹》

パブリックコメントの実施については、本日の会議で出た意見を踏まえて修正を行ない、資料2の形でホームページにて公開したいと考えています。

《委員長》

概要版は作成しないのですか。

《建設部主幹》

概要版は作成しないで、資料2の形でいきます。

《委員長》

分かりました。ホームページ以外の広報について考えていますか。

《建設部主幹》

12月号の広報おたるで、都市マスのパブリックコメントについて周知を図ります。

《建設部次長》

パブリックコメントは12月から1月にかけて実施する予定です。それを踏まえて修正を行ない、案を作成して策定委員会にかけさせていただく予定になっています。

《委員長》

質問や意見が無ければ、改めて事務局へ返します。

《建設部次長》

来年も引き続きよろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。

50分（終了）